

## ■ 整備スケジュール

植生修景は、下表のとおり計画策定時点で優先度が高いと判断されたものから順次実施しますが、優先度の決定基準に基づいて、実施年度を変更する場合があります。

整備ゾーン	優先度									
	高	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	低
全域		遺構保全								
										維持管理
A 水系整備ゾーン										植生保全
B 本丸整備ゾーン		顕在化				顕在化				顕在化後の維持管理・安全確保
C 大手門整備ゾーン						顕在化				顕在化後の維持管理・安全確保
D 東丸(三の丸)整備ゾーン		顕在化				顕在化				顕在化後の維持管理・安全確保
E 登城路整備ゾーン		顕在化				顕在化				顕在化後の維持管理・安全確保
		安全確保								
F 崖地整備ゾーン										植生保全

## ■ 植生修景後のイメージ (R12年) ※今後変更となる場合があります。

大橋からのイメージ



仙台城本丸跡からのイメージ



# 史跡仙台城跡植生修景計画(中間案修正版) 概要版

## ■ 植生修景計画の概要

本計画は、『史跡仙台城跡整備基本計画』(令和3年(2021)3月策定)に基づき、史跡仙台城跡の植生を適切に保存、整備、管理するための方針を示すものです。本市の都市個性を象徴する場所として、仙台城跡の植生修景整備を計画的に進め、青葉山の豊かな自然と歴史を感じる城郭らしい景観と、来訪者が学びを楽しむことのできる環境を実現し、「新しい杜の都」のまちづくりに資することを目指します。

計画の対象範囲は、原則として仙台城跡の史跡指定地のうち『史跡仙台城跡整備基本計画』で定めた6つの整備ゾーンとします。また、計画期間は『史跡仙台城跡整備基本計画』の事業期間にあわせ、令和12年度(2030)までのおおむね9年間とします。



## ■ 仙台城跡の目指す姿

初代仙台藩主伊達政宗により築城された仙台城は、幕末まで藩主の居城として藩政の中心にありました。現在、本丸跡の西側にひろがる自然林は、御裏林として藩の保護を受け、仙台城跡は石垣など保存状態の良さを理由に、日本を代表する近世城郭として平成15年(2003)8月に国史跡となりました。また、かつて御裏林と呼ばれた自然林は現在、国の天然記念物に指定されています。城郭らしい景観と自然が調和した姿の実現を目指し、植生修景を進めます。

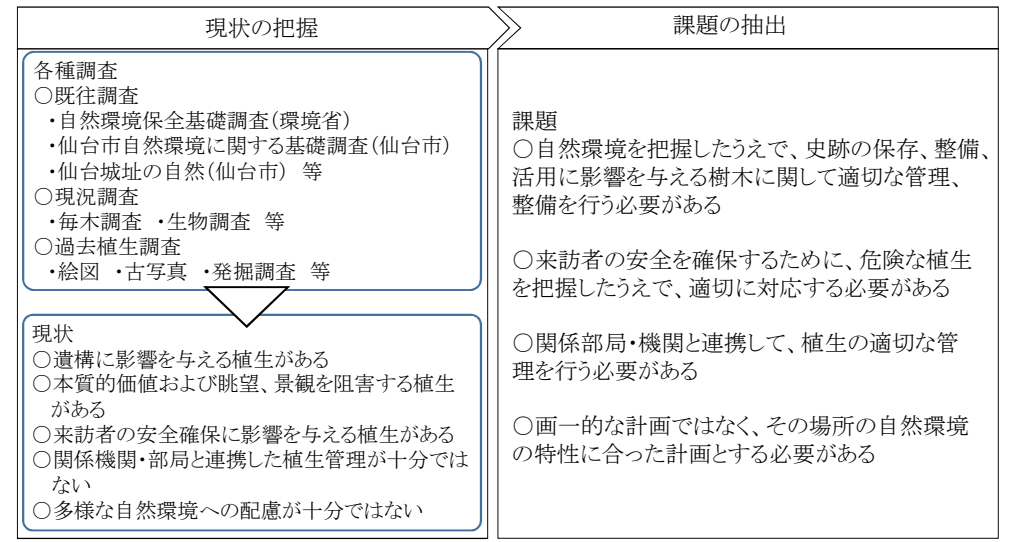


本質的価値が顕在化された仙台城跡の姿

※計画策定時での整備イメージ図であり、今後内容を変更する場合があります。

## ■ 仙台城跡における植生の現状と課題

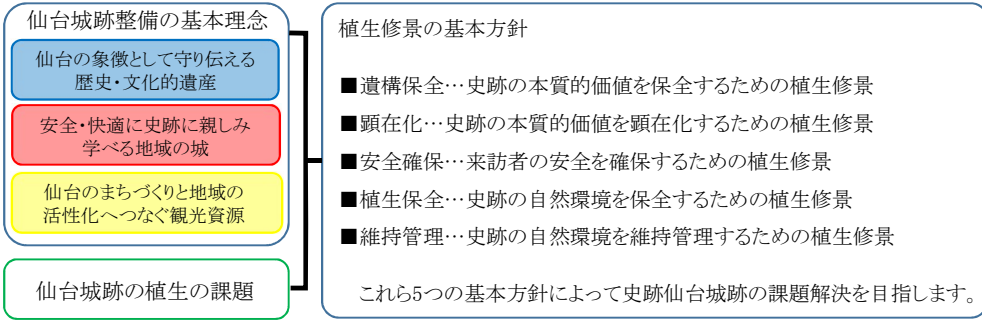
史跡仙台城跡の植生修景は、自然環境の現状把握と課題の抽出を行いながら進めます。





## ■ 植生修景の基本方針

植生修景計画の基本方針は、植生の課題と、「史跡仙台城跡整備基本計画」で定めた基本理念に基づいて下記のとおり定めます。



## ■ 植生修景ゾーニング

植生修景計画のゾーニングは、「史跡仙台城跡整備基本計画」で定めた整備ゾーンに、基本方針から設定した4つのエリアを併せたものとします。基本方針にある遺構保全は、史跡全域に係る事であるため、エリアとして設定していません。

整備ゾーン
A 水系整備ゾーン
B 本丸整備ゾーン
C 大手門整備ゾーン
D 東丸(三の丸)整備ゾーン
E 登城路整備ゾーン
F 崖地整備ゾーン

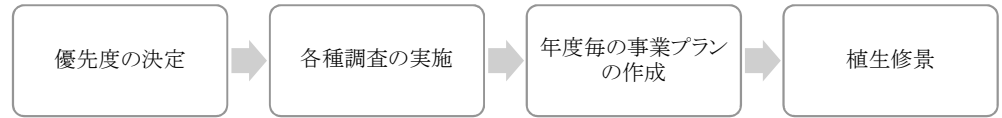


植生修景エリアと主な修景内容	
顕在化エリア	本質的価値の顕在化、眺望確保
安全確保エリア(登城路)	歩行者・車両周辺の安全確保
植生保全エリア	重要な植生の保全
維持管理エリア	維持管理、環境整備



## ■ 植生修景の進め方

植生修景は、史跡への影響や安全確保等の観点から優先度が高いと判断されたものから順次、修景箇所を決定し、各種調査によって現状を把握したのちに実施します。基本的には下記の流れで進めます。



### ■ 各種調査

原則として植生修景を行う前に毎木調査を実施し現状の植生を調査しますが、必要に応じて草本類の調査や生態調査を実施します。また、植生修景によって目指す仙台城跡の姿を明確にするために、絵図や古写真等による史資料調査、発掘調査によって過去の植生を調査します。

### ■ 植生修景

植生修景の具体的な内容は下記の4つです。それぞれの対象となる植生の修景を進めます。

#### 【1】 伐採・剪定

対象となる植生	遺構や来訪者に影響を与える可能性がある樹木または枝(傾倒木/幹の湾曲等の欠陥がある樹木/劣勢木/枯死・枯損木/病虫害被害木等)
	遺構の顕在化や眺望確保に影響を与えている樹木または枝

#### 【2】 除草

対象となる植生	遺構の顕在化に影響を与えている草本または小径木・つた
---------	----------------------------

#### 【3】 植栽・移植

植栽の対象となる植生	史跡の保護のために必要な植栽
	来訪者の安全確保のために必要な植栽
	史跡の整備のために必要な植栽
移植の対象となる植生	史跡地内に生育する希少な植生の史跡地内外への移植

#### 【4】 維持管理

維持管理の方針	史跡内の植生について、定期的な点検により現況を把握し、上記【1】～【3】の対象にあたる植生が存在しないか確認する。
	上記【1】～【3】により植生修景を実施した範囲においては、以降も定期的な維持管理に努める。



現況写真  
左 東丸土塁に生育する支障木  
右 本丸崖際に繁茂する植生